

新型コロナウイルス感染症

～ 緊急事態宣言の発令期間再延長について～

緊急事態宣言が、東京都を含む9都道府県を対象に6月20日まで期間が延長されることが決定されました。

東京都や大阪府などでは新規感染者数の減少が見られるものの、全体として引き続き予断を許さない状況にあり、感染性の高い変異株の影響を踏まえ、新規感染者数を徹底的に減らす必要があります。

今回、緊急事態宣言再延長を受け、わたしたちは、自身の命と健康、そして大切な人や地域を守るため、改めて自らの行動に対する責任を自覚するとともに、感染防止対策をより一層徹底し、早期収束に向けた取り組みを行う必要があります。

そこで、三宅村においても改めて、住民の皆さまに以下の点についてお願いいたします。

村民の皆さまには、長い間、大変なご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1 外出自粛等のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動、特に変異株により感染が拡大している大都市圏との往来につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で20時までとします。ただし、閉館時間が20時前の施設は従前の閉館時間といたします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】令和3年6月1日(火)～令和3年6月20日(日)

【利用にあたっての注意事項】

感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

【酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

➤事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

*村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

*村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。